



## 関西地域カワウ広域管理計画の一部変更について

令和6年4月25日  
広域環境保全局

現行の「関西地域カワウ広域管理計画（第4次）」については、令和5年3月に策定したところであるが、奈良県の全部参加に伴い、計画の一部（対象区域）を変更するもの。

### 1 関西地域カワウ広域管理計画（第4次）の概要

計画期間：令和5年4月から令和11年3月まで（6年間）

対象区域：関西広域連合圏内（ただし、鳥取県・奈良県を除く。）

### 2 一部変更内容

対象区域を「関西広域連合圏内（ただし鳥取県を除く。）」に変更する。

（新旧対照表）

	旧	新
計画本文 40 ページ	3. 対象区域 関西広域連合圏内(ただし、鳥取県・奈良県を除く。)	3. 対象区域 関西広域連合圏内(ただし鳥取県を除く。)

### 3 今後のスケジュール

- ・令和6年4月25日 連合委員会
- ・令和6年4月 委員決裁

※令和6年4月に変更を行う理由およびパブリックコメントを実施しない理由は、下記のとおり。

（理由）

- ・令和6年度から奈良県も対象区域に加えモニタリング調査を実施する予定であることから、令和6年4月中に対象区域を変更する必要がある。また、対象区域の変更は、関西広域連合規約の一部改正に伴うものであり、裁量の余地はない。なお、現行計画の期間で実施する施策については、基礎的なモニタリング調査や各構成府県市が行う対策への支援であり、奈良県の参加による変更はない。
- ・奈良県担当者を含む構成府県市担当者には、これまで同様、担当者会議（年3回）等を含め、随時情報共有を行い、結果をフィードバックすることにより、カワウ対策が推進されるよう取り組む。